

地球時代の平和と教育への思想

堀 尾 輝 久

この間、気候危機がいわれ、国際協力が強く求められているなかで、逆に戦争による人間と自然の破壊が進み、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ惨劇と、憎しみが憎しみを生む状況をまえに、人間性の回復と平和への願いが切実なものとなっています。とりわけ痛ましい子どもたちの犠牲のニュースは、子どものいのちと権利をまもり、平和の文化と教育を根付かせることの大事さを痛感させています。さらに国際的には9条を持つ国の発言が今こそ求められているのです。

1 日本国憲法前文・9条の理念と地球平和憲章

1 日本国憲法の日本史と世界史のなかでの意義

- 1) 私たちの憲法は、前文で世界の全ての人々が「平和のうちに生存する権利」があることを認め、9条の戦争放棄と非武装の思想を世界に広めることを、「崇高な使命」とし、それへむけての不断努力をすることを世界に向けて宣言したものだとして理解しています。
- 2) 同時にそれはアジア2000万の人々への残虐・非道な加害に対しての謝罪と反省の誓いでありました。〈アジアの人たちはそのように理解し、許したのだ。日本の再軍備と改憲はだれも望んでいない〉(ルー・ペイチン氏) というのがその率直な声なのです。
- 3) 私たちはこの憲法が戦乱のなかで培われた平和思想の流れに沿い、とりわけ一次世界大戦の後の戦争を違法とする思想運動に繋がっていると考えています。戦争のおぞましさを知った人々のなから、戦争には正義・不正義の区別なく、すべて悪であり、違法だと言う市民の運動(outlawry of war) がアメリカから広がり、不戦条約(1928)を創りだす支えになりました。

4) 第二次世界大戦と凄まじい地上戦、都市の無差別爆撃、さらに原爆の出現は戦争が人道に反することを決定づけるものでした。日本の、世界の民衆は戦争のおぞましさを、身体で感じたのでした。世界の戦争認識が変わったのです。

2 幣原喜重郎と日本国憲法

敗戦後首相になった幣原喜重郎が密かに非戦・非武装(9条理念)をマッカーサーに提案したのは、まさにそのような歴史状況のなかでの決断、発意であり、日本を丸腰にするためにマッカーサーが押し付けたという俗論は、いまやフェイクに他なりません。

幣原喜重郎が日本国憲法に戦争放棄、武器をもたないという非戦の項目を入れようと思った歴史的な背景には、とくに第一次大戦以降の、戦争を違法だという運動がアメリカの市民運動として広がり、その運動が国際的にも影響を与え、欧米ではそれが不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約1928年)という形で結実していることがあります。彼自身が外交官として、その状況を熟知していました。不戦条約には、幣原はその直前、直後の外務大臣として関与しています。その前には駐米大使として戦争を違法とする運動についてもよく知っていました。1920年代の後半には中国との関係が緊張関係になりますが、幣原は日本は介入しないという方針を出しています。

幣原はさらに満州事変のときに、外務大臣として、日本の中国への侵略に対して「あれは関東軍がやったことではないか、調査する必要がある」という発言をしています。そして軍部に批判され、彼は在野の人間になりました。

ですから彼自身、外交官として平和を願う1人であったし、国際的にも第一次世界大戦以降、世界の戦争を違法とする動きについても熟知していました。

そして不戦条約というのは、英語で言えば「Renunciation of war」、つまり戦争放棄条約です。

日本の憲法第2章・9条は戦争放棄ですね。これは「Renunciation of war」と英訳され、不戦条約と同じ表現になっています。どこが違うかと言えば、日本国憲法は第9条2項で「一切の軍備を持たない。交戦権の放棄する」とまで言っているところです。

3 戦間期の平和思想

1) 国際的な戦争を違法とする米国の市民運動は、レビンソンという法律家が言い出し、それにはジョン・デューイも参加します。200万の市民が参加したといわれています。

ジョン・デューイは『民主主義と教育』(1915)を書いたけれども、あの本の中には反戦の思想は出てきていない。第一次世界大戦に対してデューイは「アメリカは民主主義のために参戦すべきだ」と主張をしていました。

反戦主義者ジェーン・アダムズが中心の女性のグループは第一次世界大戦のときに強烈に反戦を唱えていました。そして、デューイが「民主主義の戦争だから参戦しろ」と言ったのに対して、強烈な批判をします。(因みにフランスではJ.ジョレースが反戦を唱え、開戦前日に殺されるのです)

ジョン・デューイは第一次世界大戦の戦禍を知り、その後平和と結びつく民主主義の論者になっていくのです。

2) もう1つ大事なエピソードとしてお話をしたいのは、1930年代、ヨーロッパの知識人たちが、平和のための国際的な交流が必要である、ということで、ベルグソンが中心になって知識人の委員会(ICIC)を作るのですが、その中にはアインシュタインやキュリー夫人がいました。国際連盟の事務次長だった新渡戸稲造も入っています。

国際交流の委員会はアインシュタインに対して、—彼はまさに自然科学のトップでしたが—「誰かと対談をしてほしい。テーマもなんでもいい」と提言して、アインシュタインはフロイトを選んだのです。

フロイトは人間なるもの、その本能、その暴力性についてもよく知っている人間です。その二人が選んだテーマは、「なぜ人間は戦争ばかりするのか、なぜ戦争をやめることができないのか」というテーマで、対談(往復書簡1932)をやっているのです。

アインシュタインは科学者としてずっと平和を望

んでいた人。フロイトはともすると本能主義者、暴力肯定主義者というふうに見られるかもしれませんが、実は彼自身、人間性を深く理解し、暴力性もよく知っている上で、なお戦争をどうすればなくせるかを考えていた、その二人の対談です。

問いかけるのはアインシュタインで、「戦争を続ける人間って何なのだ」と。フロイトは、「人間はそんなに簡単には変わらない。しかし人類の長い歴史を見ればわかるように、人間は凶暴な動物をも家畜化して、自分たちと一緒に住んでいる。そういう仕方でも自然とも適応してきた。それと同じように、人間自身も変えることができるはずだ、歴史を通して」、それがフロイトの一つの答えです。

もう一つ、「戦争の悲惨さというものを目の前で見れば、戦争は嫌だと思うようになっていくだろう。しかし、皆がそう感じるようになるのには長い歴史が必要だろう」ということを語りあっています。そのときに、フロイトは「私たち平和主義者は…」という言葉を使っています。この対談を読んで私は非常に感銘を受け、フロイトに対する認識も変わりました。(アインシュタイン・フロイト『人はなぜ戦争をするのか』浅見昇吾訳講談社学芸文庫2016)

3) この往復文書の直ぐ後、ヒットラー政権となり、二人ともユダヤ系で迫害されるわけです。アインシュタインはアメリカに、フロイトはイギリスに、逃れて、そこで科学者としての生活を送ります。

アメリカに行ったアインシュタインは、ナチが核兵器をつくらうとしていることを知って、「これはいけない。あの凶暴な連中が何をやるかわからない」というわけで、アメリカ政府に核兵器をつくるべきと助言するのです。

そこだけ取り出して、アインシュタインは原爆をつくることに貢献したじゃないか、というふうに言われることがあります。そのことは事実ですが、ひとつの事実を関係性の中でどう理解するかが大事です。

平和主義者アインシュタインは、アメリカ政府に提言をする。しかし、原爆をつくったアメリカは、それをナチへの抑止力として使ったのではなく、日本の広島、長崎に使ったわけです。

そのことでアインシュタインは、強烈な自己批判、自己嫌悪を感じるのです。「核抑止力」に頼ったことを反省するのです。戦争が終わった後、アイ

ンシュタインは、世界の平和運動の先頭に立って参加するようになる。とりわけ科学者を組織し、ラッセル・アインシュタイン宣言を出し、続いて、「パグウォッシュ会議」という科学者の世界的な反核平和の会議を組織するわけです。

Cf. オッペンハイマーの苦悩

(原発製作指導、原子力委員長解任、赤狩り)

4 幣原とマッカーサー

幣原が日本国憲法に9条的なもの、つまり戦争放棄、武力を持たないということを入れようとマッカーサーに言ったのは、原爆体験後の日本での、1946年1月24日です。

マッカーサーは軍人ですから、「武器を放棄する」なんて考えは持たない。もちろん、勝った軍隊が負けた軍隊を武装解除するのは、あたり前のことです。

新しい国のあり方として、武器を持たないという発想はマッカーサーにはないわけです。そのことを強く語ったのは幣原です。

5 憲法調査会と高柳賢三会長

1957年に憲法調査会ができます。これは岸内閣。憲法改正のための資料を集める。つまり押し付けの資料を集める調査会で、目的がある意味ははっきりしています。だからそういうものを設置すること自体が、そして発案者が岸さんですから、非常に批判されて、「あの憲法調査会は改憲のため…」というふうに一般的に思われていました。

その会長は誰がやるか。元東大教授の我妻栄、次に宮澤俊義に断られ、後輩の高柳賢三が引き受けることになりました。

高柳は研究者として正確に事実・資料を知りたいという思いもあり、参加することになります。彼も最初は押し付けだったかもしれないという考えをもっていたようですが、徹底的に調べ、最後にはマッカーサーに聞くためにアメリカに行くのです。

アメリカでマッカーサーに憲法制定のプロセスを直接聞きたいと会見を申し込むのですが、マッカーサーは「あなた方の調査会は憲法改正のためにやっている委員会。その会議に私が公式に参加することはできない」と会見を拒否します。

高柳は「それでは文章で質問するから答えてほしい」と、文書での憲法制定過程についてのやりとり

を交わします。高柳はその往復文書を通して、「これはやはり幣原だったと確信をする」という文書を63年の自著(『天皇・憲法第9条』)に書いています。

64年に憲法調査会は最終報告を出します。もともと押し付け論でいこうとしていたのが、会長をはじめ「幣原説」が結構、強力に出てきているものだから、最終報告は両論併記で出しました。

高柳賢三が自著で「これは幣原である」と確信をもったマッカーサーとのやりとりの核心は次のところにあると思います。

「幣原の思想はわかるけども、憲法の中に入れようとしたのか」という問いに、マッカーサーが「それはそうなんだ」という回答、「あれは幣原首相の先見の明とステーツマンシップと英智の、消えることない記念塔である」という文章を高柳は引用して日本語で紹介しながら、「自分は確信する」と言っているのです。

私は往復文書の全体を是非見たいと思い、この往復文書を国会図書館所蔵の憲法調査会関係資料で調べました。あったのです。『世界』2016年5月号に「憲法9条と幣原喜重郎」という論文を書きましたが、英文でどういう往復文書だったかを検証したものです(拙著『地球時代と平和への思想』2023本の泉社にも入れておきました)

天皇制の問題に関しても、幣原は「護持」したいと考えていたことも確かです。この点での高柳の質問にたいしてマッカーサーはmaintainではなくpreserveすると応えていることも重要です。現憲法の理解としても、戦前の帝国憲法は天皇主権ですから、天皇主権から国民主権に変わり、天皇は象徴になった、という変化はきちんと理解する必要があります。その上で、象徴なんていらない、というのは意見としてありえますが、これはこれからのわれわれの問題です。戦後改革の理解として、主権は天皇から国民へ、天皇制は変わったのだと言った方がいいと私は思っています。

その象徴的な事件は、1946年1月1日に「天皇人間宣言」が出るわけです。「天皇は人間である」という宣言。今の若い人たちはエエッと思うでしょう。その天皇人間宣言に幣原は非常に深く関与し、人間宣言の英訳を作っています。その人間宣言の後、1月24日に幣原はマッカーサーに会っています。ペニシリンのお礼ということで2人だけの会談で3時間、幣原の思いを伝えたわけです。マッ

カーサーは軍人として、幣原に対応しているわけです。

マッカーサーも少なくとも第二次大戦の直後は、戦争の惨禍を第1線で体験した軍人として、戦争はしてはいけない、という思いを持っていました。それだけに幣原の軍備を持たない、交戦権を放棄するという提言に対して、これはすごい提言だと感銘深く受け止め、幣原を励ましたのです。

幣原はこれは狂気の沙汰だと言はれよう、「確かに狂気だけでも歴史を変える狂気だ」として自分の考えを捉えていたのです。

その思いがマッカーサーにも伝わったのだと思います。だから「あれは幣原の先見の明とステーツマンシップと英知の不朽の記念塔だ It will stand everlastingly as a monument to the foresight、the statesmanship and the wisdom of Prime Minister Shidehara」とマッカーサーは表現したのだと思います。

私は幣原が言い出したということに間違いない、と思っています。

幣原側の資料は平野三郎文書があることは知られていますが、それに対して、歴史的な資料として使えるのかどうかという意見もあります。

それに対して、歴史学者の笠原十九司さんが今年（2023年）、『憲法9条論争—幣原喜重郎発案説を証明する』（平凡社新書）という本を書き、幣原説を批判していた論文に対して一々丁寧に反論を書きながら、幣原が言い出したことを「証明」しています。そして、笠原さんは自分の本の最後に、幣原の思いを引継いでいるのが、私たちの「9条地球憲章の会」だと位置づけています。ようやく、幣原説もここまでできたのか、という感じがあります。

（出揃うマッカーサー側と幣原側の証言；堀尾「憲法9条と幣原喜重郎」『世界』2016.5月号、平野三郎による幣原聴取『日本国憲法』2016 鉄筆文庫、所収、笠原十九司『憲法9条論争 幣原喜重郎発案の証明』2023 平凡社新書、cf.「映画しではら」DVD 2020 監督斎藤勝、堀尾監修・解説、文部科学省選定作品）

6 地球時代の視点から見た日本国憲法

1) 第二次世界大戦の終結と国際連合の成立は、帝国主義と植民地支配の時代の終焉と平和と人権と

共生を理念とする新しい時代、人類と地球の新たな発見に基づく「地球時代」の開幕を示すものでした。国連総会決議の第一号（1946、1、24）が核兵器の全面禁止であったことはその象徴的出来事でもあったのです。日本の憲法は国連憲章（1945.6.26）の後、原爆体験を経て誕生し、その理念は国連憲章さらには世界人権宣言（1948.12.10）と響き合い、さらにその先を行くものです。（対日理事会マッカーサー発言、cf.丸山真男）

日本の被爆者や世界の科学者たちの声、ICANの国際的運動によって成立（2017、7.7）、発効した（2021、1.22）核兵器禁止条約（TPNW）は世界史的意義をもつものです。現代を地球時代として捉えれば、日本国憲法の非戦・非武装・非暴力の理念、そして平和に生きる権利の思想は一層輝いてくるのです。

2) 更にコロナ禍のパンデミックを通して、世界の貧困と人権（人間の命）の格差が顕になってきました。人類の連帯と協調が求められている時に、国レベルの軍拡競争、そしてワクチン買い取り競争などは、国連事務総長やWHO事務局長が警告しているように、それは人類的視点から許し難いことです。

3) コロナの脅威を前にして、私たちは「地球時代」における共生の視点、とりわけ自然と人間の共生の視点の重要性についていっそうの確信を深め、「地球平和憲章」案（2020）でもその視点を強調しました。「平和に生きる権利」の意味を、気候変動危機と新型ウイルスのパンデミックをも視野に深めることで、新自由主義的経済格差拡大のグローバルイゼーションに抗う、全人類的な新たな協同や連帯の課題が一層はっきりと見えてきたと思っています。世界のすべての人々の平和に生きる権利を宣言したわが憲法は、ここでも「世界の宝」なのです。

4) プーチンの無法・非道なウクライナ侵略は国連憲章と国際法に反する暴挙で有る事は明白ですが、イスラエルの「過剰な自衛戦争」によるガザ市民の大量虐殺が人道に反することも明白です。

日本国内では、この事態からの教訓として、9条は無効だとして、防衛力の強化、軍事同盟の強化が主張されています。しかし、この間、戦争そのものの残虐さ、おぞましさの故の、反戦意識が世界に広まっていることも事実なのです。

対立・矛盾する事柄の解決は、対決ではなく、交

渉以外にない事、そして、それを支えるのは反戦・平和を望む全世界の人々なのです。

7 「9条地球憲章の会」

1) 私たちの地球平和憲章を創ろうという試みは、人類と地球環境の危機に対峙する世界への呼びかけであり、それは、憲法前文・9条の理念を世界にひろげ、現に危機にある9条を守る力にもなると考えています。

この会ができた直接のきっかけは、やはり安保法制です。安保法制が強行された2015年9月19日。これまでも解釈改憲をやってきたけども、安保法制は集団的自衛権を認める、そして、そのことを軸にした法改正ですから憲法にとって決定的です。

だから私たちは、安保法制それ自体が憲法違反だという安保法制違憲訴訟を起こしています。私は東京の地裁と高裁で、原告として安保法制に直接向き合い、法廷証言もしました（前著所収）。

さらに、憲法を守るためには、憲法の理念、考え方を世界に広げる必要がある。そして世界で平和憲章をつくる必要があるではないか。国連憲章がありますが、平和に絞って、そういうものがないかということで、運動を始めたのが「9条地球憲章の会」です。

そして研究会を重ね、「地球平和憲章」(案)なるものをつくりました。これは日本発モデル案です。できるだけコンパクトにわかりやすく平和を訴える、戦争放棄、非武装、そして核に対する反対、そして一切の暴力をなくすという、それを集約する形で平和に生きる権利を捉える、という構造になっています。

(「地球平和憲章 日本発モデル案」ブックレット花伝社 2021参照)

地球平和憲章（日本発モデル案）の内容構成

—地球時代の視点からの9条理念の発展—大宇宙の星の一つ この地球の上でなぜ争いは絶えずいつまで戦争を続けるのか

I 前文

1) 人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと

2) 地球時代の視点から

3) 日本からの発信

II-1 理念と原理

1) 非戦 2) 非武装 3) 非核 4) 非暴力
5) 平和に生きる権利

II-2 人類の夢を実現するために

1) 平和の文化と教育

2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形

III 地球平和憲章を支える人間観・世界観・地球観

ブックレットの第2部は解説と問題提起の論稿で構成。執筆はワーキンググループで議論を重ね、問題意識を共有し、深めてきました。

解説の第1章（堀尾輝久）で地球時代認識と人類と地球の「再発見」、そこでの人間観、世界観、価値観の転換とその意義について述べ、2章（笹本潤）で非戦・非武装主義と平和に生きる権利の現段階、3章（堀尾、目良誠二郎）で反核兵器と反原発、武力による戦争抑止論の欺瞞性と軍拡競争の必然性についても指摘しています。非核に関しても、核兵器/核実験はもとより、核原発についても原発事故の危険性だけでなく、平和利用の名による核兵器製造（プルトニウムの蓄積）につながる問題を指摘しています（3章-2）。4章（目良誠二郎）で非暴力の歴史と現代的意義、とりわけ市民の非暴力による抵抗権について述べています。

第5章（児玉洋介）ではこれらの理念・原則を実現させるための平和の文化と教育のあり方、ここでは、戦後日本の取り組みの蓄積とともにユネスコ等の国際的取り組みが指標となっています。さらに、第6章（佐々木亮）ではその実現を国際的に保障する国際法のあり方、市民運動と国際法づくりについても、問題提起がなされています。女性差別撤廃条約や子どもの権利条約、核兵器禁止条約、そして私たちの国際的運動もそのひとつです。「あとがき」は編集担当の田中祐児が書きました。

これがブックレット『地球平和憲章』（花伝社）の概要です。拡げていただき、賛同者になっていただき、お力添え下さい。Eメールにアドレスを教えてくださいと、研究会の通知がいきます。

2) 地球平和憲章の歌

私は地球平和憲章とその解説のブックレットを創る仕事と並行して、地球平和憲章の理念を、文章だけでなくもっと端的に、感性に訴える詩は出来ないか、歌は出来ないかと思い、ブックレットの表紙にある、月の地平線に浮かぶ地球の写真に見入りながら作ってみました。地球平和憲章ができた後、イタ

リアとアフリカの賛同者とのラインで報告し討論したのですがその時この歌を歌い英訳で意味を伝えたのですが、翌日にはイタリア語の訳が送られて、嬉しい国際交流にもなりました。ここでは歌詞だけ紹介しておきます。

〈地球平和憲章の歌〉

私たちの ねがい ―この地球はみんなのもの―

作詞 堀尾輝久 編曲 真形郊子
この大宇宙の星くずのひとつ
だが この地球は うつくしい
なのになぜ 争いはやまず 戦いは終わらないのか

人類の夢は 戦争をなくすこと
武器もない 暴力もない 平和に生きる権利こそ
私たちの ねがい

平和に生きるよろこび 自由に生きるたのしさ
世界は広く その笑顔
みんな違って みんないい
あなたが そこにいるだけで
世界は ずっと すてきだよ

地球は青く 輝いて 水と緑と いのちのいずみ
この大地に立ちて 海と空をのぞむ
この地球を みんなの故郷と呼ぼう
この地球を みんなの故郷にしよう！

Ⅱ 私にとっての戦争と平和

1 軍国少年からの転成

私の父は競馬場の獣医でしたが、日中戦争がはじまったら軍馬とともに動員され1937年、北支に行きます。私は1933年生まれで、4歳のときに父は戦争に行き、そして6歳のときに戦病死しています。当時、戦死者が家から出ることは名誉なこと、「誉の家」で、私の家の玄関には「誉の家」と貼られていました。

私は、それなりに活発な少年で、いじめっ子をやっつけるような子どもでしたが、当然のように軍国少年になります。小学校の朝礼で東方遥拝、最敬

礼で「私たちは天皇陛下の赤子であります。常に大身心を奉戴し、よい日本人になります」というのが朝の誓いで、私はある意味では率先して言っていましたから、だから忘れたいけど、忘れられない。卒業式の歌は「海ゆかば」でした。

戦後、教科書墨塗りをやるわけで、私たちは自分の身体を通して消されたわけです。まさに強制的に、これまで正しいと思っていたものを、墨で消した。この体験は子どもの価値観の形成にとって大きいです。何を信じていいのかわからなくなる、何事に対しても疑い深くなるわけです。しかも青年期の入り口です。

私たちの戦後体験はまさに価値観の転換をある意味では強制された世代で、そう簡単に平和主義者にはなれない。

大学に行き、学生運動も激しかったですが、田舎の私はなかなかそれにはついていけないところもありました。私は法学部で社会科学、政治思想史を勉強し、丸山ゼミで日本のファシズム、尾高ゼミでカントの永久平和論を読み、そのあと、人間とは何なんだというのを本気に考えたいという思いで、教育の大学院に変わりました。その変化は自分自身の選択です。まさに人間は選りながら発達するのだけども、私は教育研究を選んだというのは1つの大きな自分の生き方の選択だったと思います。戦争中は選ぶ自由もなかったのです。

学部・大学院時代を通して、歴史に学び、平和教育実践に学びながら、だんだんと私自身平和主義者になっていったと思います。今では私は安保法制違憲訴訟原告にもなり、「地球平和憲章」づくりの活動や「子育て教育9条の会」の活動に参加する自分を、「確信的な平和主義者だ」と思っています。

2 私の戦後史と地球時代

世界の戦争体験、日本の各都市の大空襲と原爆、そして、世界大戦争の歴史を通して、デューイやアインシュタインのエピソードを通して、「戦争はいけない」という確信が世界に広がったのだと思っています。さらに植民地支配の終焉、それが地球時代の始まりで、1945年は地球時代の出発点です。

それは新しく人間が人類を発見し、地球を発見した時代でもあります。そして、国連憲章ができ、日本国憲法もその流れの中にあるのです。

1945年以降、歴史では米ソ対立が軸になり、戦争

は繰り返されるようであるけれども、平和への願いもずっと続き、そして、表にも出てきています。ラッセル・アインシュタイン、そしてバグウオッシュ会議、ユネスコの平和軍縮世界会議、暴力についてのセビリア宣言とつながり、核に関しては核兵器不拡散、そして核兵器禁止条約までできています。核兵器禁止条約ができたということは、これは地球時代を開いていくための画期となる力ではないでしょうか。

振り返れば、1946年1月24日、国連の総会、決議第1号が核兵器禁止です。70年も経ち、ようやく2017年に条約になったわけです。

国連の採決のときに、121か国が賛成し、現在は70か国が批准しています。そして、アジアの国々は核兵器禁止条約に賛成し、非核地帯をつくっている。ラテンアメリカにも核兵器禁止地帯をつくった、決して少数派ではない。むしろ日本政府は少数派です。締約国会議にオブザーバーとしても出席しないどころか、アメリカが「核は先制的には使わないということを国際文章に入れよう」ということに対して、日本政府は「そんなことをしては困る」と言っている。

ウクライナの問題、そしてパレスチナの問題、そこで多くの市民が犠牲になっている。とりわけ子どもたちの犠牲は痛ましく、「いま」を生きる子どもたちの心の傷はあとあとまで続くわけです。そのことを教育関係者は一番深く考えていることだと思います。

3 「死んだ男の残したものは」

地球時代の出発点は「戦争はいけない」ということです。そのことを端的に伝える歌があります。それを紹介します。(後半省略)

谷川俊太郎の詩、そして武満徹がつくった反戦歌です。直接にはベトナム反戦のためにつくった歌です。私にとっては、私の体験した戦争であり、親父を亡くしたあの戦争でもあります。そして、ウクライナの子どもたち、あるいはガザの子どもたちの声でもあると思います。

歌の題名 死んだ男の残したものは

死んだ男の残したものは

ひとりの妻とひとりの子ども

他には何も残さなかった

墓石ひとつ残さなかった

死んだ女の残したものは

しおれた花とひとりの子ども

他には何も残さなかった

着物一枚残さなかった

死んだ子どもの残したものは

ねじれた足と乾いた涙

他には何も残さなかった

思い出ひとつ残さなかった

死んだ兵士の残したものは

壊れた銃と歪んだ地球

他には何も残せなかった

平和ひとつ残せなかった

「戦争は平和ひとつ残せなかったのだ」という、このメッセージをどう考えるか。戦争は平和のためだというのはありえない。戦争は平和を残せない、平和のためには平和の準備をしよう、これが第二次世界大戦の後の国際的な共通の考え方になったのです。今、私たちは平和のために、平和を準備しろと、日本のおかしな状況の中で言っているけれども、実は、歴史を見ればローマの時代から「平和のためには戦争の準備をしろ」とずっと言われ続けてきた。しかし、国連憲章はそうじゃない。「平和のためには平和の準備をしろ」—これがこれからの時代なんだということを、私は法学部の学生時代に習っているわけです。しかもそれをラテン語で習った。

もし、平和を望むならば 戦争の準備をしろ“Si vis pacem para bellum”ではなくて、“Si vis pacem, para pacem”平和のために準備をしろ。これが国際的に共有された言葉になっていたわけです。

戦後日本でも平和憲法のもとで、平和のために平和の準備をやってきた。“教え子を再び戦場に送らない”(竹本源治の詩)のために、先生たちも平和教育を重ねてきた。その動きを大きくしなければいけない、より豊かにしなければいけない、その中身をより深くしなければいけない。平和への備えこそ続けねばならないのです。安保法制、安保三文書、そして巨大な軍拡、日米軍事同盟の強化の日本政府はまさしくその逆なのです。

Ⅲ 子どもの権利条約のとりくみ

私に取り組んでいるもう一つのことは子どもの権利を根付かせる取り組みです。子どもの発達と子どもの権利（成長発達、学びと遊び）を軸に発達教育学を構想し、子どもの権利の思想を深める仕事とともに、「子どもの権利条約市民・NGOの会」の代表として、国連への報告書を提出し、国連子どもの権利委員会（以下CRC）の日本政府への勧告を活かす活動に取り組んできました。ジュネーブでの予備審査には4回とも出席してきました。

1989年に子どもの権利条約が国連で採択され、日本政府が1994年に批准してから、今年は30年目に当たります。子どもの権利は日本の現実にどこまで根付いたのでしょうか。

この条約に基づき国連子どもの権利委員会（CRC）は締約国政府に報告書を求め、市民・NGOも「代替報告書」をCRCに提出し、CRCはそれを参考に審査し、これまで4回日本政府に「総括所見と勧告」を出してきました。CRCはまた、各条文の解釈についての「一般的意見」（ジェネラルコメント）を適宜に発出して、条文に則しての子どもの権利理解を深めてきました。このプロセス自体条約の理念を深め、根付かせる作業であるのです。

日本の子どもの権利の現実

市民・NGOの会はこれまで4回報告書を提出しました。

第1回 「豊かな国」日本における子ども期の喪失 1998

第2回 日本における子ども期の剥奪 2003

第3回 新自由主義のもとでの子ども期の剥奪 2009

第4回・5回 日本における子ども期の貧困化

—新自由主義・新国家主義のもとで— 2017
（CRCからの勧告は、第1回 1998、第2回 2004、第3回 2010、第4・5回 2019）

この報告書のタイトルの推移そしてCRCの「勧告」を重ねて見れば、この間の社会と子どもの状況の変化がそして私たちの子ども認識の視点（みかた）と勧告によって深められた内容も見えてきます。

この30年間で日本の社会はどう変わったのか。高度成長の「豊かな社会」から新自由主義のもとでの「貧困化と格差社会」へ。競争と自己責任の押し付けの

なかでの息苦しさに加えて、改憲への動きと国政の反民主主義的統制的枠組みが強まり、ストレス過多社会のもとで、子どもの権利侵害が、幼児期から青年期まで、強まっているのです。

子ども達は与えられた目標のもと、先を急ぐ競争的環境の中で、前のめりとなり、あそびと余暇を無くし、夢見る余裕さえ失っているのではないか。小子化のなかで返って強まるストレスのなか、その抑圧を他者に向けてイジメや暴力行為に走るか、内に向けての不登校、更に自傷行為から自殺にまで至る場合があります。統計もこれらの数値が、虐待も含んで、ここ数年上昇傾向になっていることを示しています。

直近のCRCの勧告（第4・5回）でも、「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が害され」「子どもがその時代を享受する」ことが出来なくなっている事への危惧を示し、「あまりに競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放すること」と勧告しているのです。

勧告は、日本政府には子どもの権利保障に関する包括的な政策が欠けていることを繰り返し指摘し、子どもに関わる全ての人（教師、保育者は勿論裁判官や警察官、子ども施設の関係者など）にたいする研修を定期的実施することを求めているのです。

日本政府の対応

これまで、勧告には耳をかさなかった政府も、ようやく昨年、子どもの権利条約を指標とする子ども基本法（2022）を作り、子ども家庭庁を発足させ、『子ども大綱』（2023）を発表しました。そのなかには政府は「子どもの権利条約を誠実に遵守する」とあり、「総括所見における勧告」さらに「一般的意見」も十分に検討し適切に国内施策を進めると書いています。従来の政府の姿勢に変化があることは確かですが、現に拡がる子どもの権利侵害の現実に対して、改善のための条件整備予算を含めて、実際の必要に応える施策になっているのかを検討し、そうさせていく事が課題なのです。

この30年間で日本の社会はどう変わったのでしょうか。

高度成長と豊かな社会から新自由主義のもとでの格差社会へ、競争と自己責任の押し付けのなかでの息苦しさに加えて、さらに改憲と軍事大国への動き、そして国政の反民主主義的枠組みが強まり、ストレス的社会のもとで、子どもの権利侵害が幼児期

から青年期まで強まっているのです。

今度、6回、7回の報告書をつくる段階になっています。今、その作業が始まっているのですが、その基礎報告として、地域の子どもと向き合っている方々から子どもの実態、子どもの権利の侵害状況を是非、報告していただきたいと思います。

子どもの権利とはなにか

子どもの権利条約の条文（前文、1条-45条：生存・発達・保護・参加の原則）に則しての理解と共に、歴史と現実とに即して理解を深めることが大事です。

子どもの発見と権利の主張には長い歴史があり、否定的事実のなかから思想が生まれ、実践・運動から国際的宣言そして国際条約が創られ、運動も発展してきたのです。子どもの権利の様態はその社会を知る指標なのです。（堀尾『子どもの権利とは何か』岩波ブックレット 1987、『子どもを見なおす』岩波1984、『子育て教育の基本を考える』童心社2007参照）

論点を项目的に挙げておきます。

- ・人権と子どもの権利と子どもの人権はどう違うのか。
- ・人権とは人間としての存在の必要、要求を、すべての人間にとって「当然rightだ」として承認されてきたもの。
- ・子どもは人間であり、そして子どもである。
- ・子ども（期）の発見の意味（ルソー）。こどもは「弱く生まれる」。生きる主体であるが一人では生きられない。未熟とは予測を超えた発達の可能態。
- ・子どもは「現在」を生きる。そのことが「未来」を生きる力となる
- ・子どもは自然のなかで、人間関係のなかで成長・発達する
- ・発達は直線的進歩ではない。発達は段階的だが後戻りからの飛躍もある。たてへの発達とよこへの発達もある。ジグザグのイメージ。
- ・子どもは選びながら発達する主体である。
人間関係のなかで、受容的・応答の関係性のなかで、参加し、力づけられる（empowerされる）権利。要求（意見）を表現し、受け止められる（聞かれる）権利である。
- ・子どもの権利の軸は人間的発達の権利、学びとあそびの権利である。

・子どもの権利は人権の基底であり、人間とはなにかを問い、人権思想を豊かにする。（子ども、成人、老人の権利、女性の権利、障害者の権利）。この視点は子ども最優先の原則の根拠である。

・子どもとは：子どもは面白い 好奇心のかたまり、集中力、あそびの天才、sense of wonderを潰さない、励ます。尊敬（respect）する・される関係を！

・授業；子どものまなび 新しい発見の喜び 教師にとっては「子どもの発見」のよろこび

・それを妨げているものを取り除き、国と社会の責任で条件整備を！

・子どものwell being のためのsocial welfareを！

・子どもの権利の視点から憲法人権規定を読み直そう！

〈子どもの権利と未来世代の権利は一つのこと〉

重要なジェネラルコメント

第7号 乳幼児期における子どもの権利の実施 2005

第12号 意見を聴かれる子どもの権利 2009

第13号 あらゆる形態の暴力からの自由をたいする子どもの権利 2011

第17号 あそび 余暇、文化の権利 2014

第26号 気候変動、環境と子どもの権利 2023等

参考文献 子どもの権利市民・NGOの会編『国連子どもの権利と日本の子ども期』本の泉社2020、世取山洋介『子どもの権利』世取山洋介著作集1 旬報社 2024、堀尾『子どもを見なおす』岩波1984、『子どもの権利とはなにか』岩波ブックレット 1987、『子どもの発達・子どもの権利—子どもを見る目・育てる目』童心社 1989、『人間形成と教育』岩波 1991、『子育て教育の基本を考える』童心社 2007、『人権としての教育』岩波 1991、新版 2019。

おわりに

「地球平和憲章」をつくる、「子どもの権利条約」に向けての報告書をつくる、その2つ仕事をいま私はやっていますが、その2つはある意味では1つのことです。

ウクライナでもパレスチナでも戦争の終わりは見

えない。生命の危機のなか、あそびも学びも奪われ、子ども期の「現在」を奪われた子どもたちの「未来」もすでに傷つけられています。それは戦争と恐怖のトラウマだけではない。人格や性格を将来にわたって規定する要因となるのです。このような事態は人権と子どもの権利の視点から許されないことです。

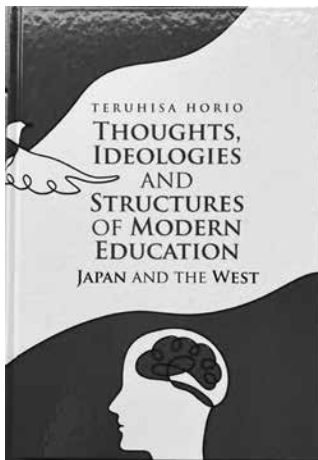
平和は子どもの権利の前提なのです。“子どもに平和を”このことなしには、平和は根付かない。

人間の尊厳とは何か、尊厳をもって平和に生きるとはどういうことなのかは、それが奪われている目の今の状況をどうして”尊厳をもって平和に生きる”意味が一層深くわかるのです。能登で被災した人々の、子どもたちの訴えを通して、平和に生きる権利の思想も現実にも根ざして深まるのです。

本稿は、2023年11月18日の京都教育文化センターでの研究総会会における記念講演（「地球時代の平和と思想・教育」）に加筆）なお堀尾「子どもの権利条約批准30年」『生活と教育』2024、5 参照

付記

新著 英訳本が出ました。書影と紹介文です。



タイトル

TERUHISA HORIO
THOUGHTS IDEOLOGIES AND STRUCTURES
OF EDUCATION JAPAN AND THE WEST
出版社 UNIVERSITY OF TOKYO PRESS

内容

Part I Education and Conflict of Thought and
Ideology: Freedom and Education

第1部 現代教育の思想と構造（私の博士論文
1963年東京大学）

Part II Education in Modern Japan: Retrospect
and Prospect

第2部 現代日本の教育 過去と展望（国家と
教育、競争・能力主義教育改革問題等）

Part III Education in the Global Age

第3部 地球時代の教育（平和、人権と子ども
の権利、環境、共生問題）

Appendix

1 Valeurs et enjeux de l'éducation à l'ère
planétaire: Paix, droits de l'homme, kyosei
(vivre ensemble)

2 Proposal for a Global Charter for Peace
Modeled on the Idea of Article 9 of the
Japanese Constitution

3 Global Charter for Peace (a model from
japan)

付録1 「地球時代の教育課題」地中海地域・国際
比較教育学会（MESCE チュニス2012）で
のオープニング・スピーチ（フランス語）

2 9条地球憲章の会（堀尾が代表）からの
地球平和憲章をつくろうという呼びかけ
文（集団作業）

3 地球平和憲章日本発モデル案 英独仏伊
露スペイン中韓アラブ語訳あり。本書収
録は英語のみ。

第1部は私の博士論文（1-4章）第2部は日本
の教育の過去と展望（5-11章）第3部は地球時代
の教育課題（12-13）2部3部は外国での私の英文
講演から選んだもの。

付録として地球時代の教育課題についてのフラン
ス語での報告及び地球平和憲章づくりへの呼びかけ
とモデル案の英訳を、平和の思想を深めることに役
立てればよいと願ひ収録しました。

もう20数年前、わたしの博士論文（『現代教育の
思想と構造』岩波書店、1971所収）を訳そうという、
オクスフォード大学院生日本研究グループの申し出を
受けて始まったこの仕事がよくこのようなかた
ちで出版されて嬉しい限りです。

なお第3部は私の『地球時代と平和への思想』（本
の泉社2023）と重なり、第2部の日本近現代の教育
問題は S.Platzer編訳『Thought and Ideology in

Modern Japan ; State Authority and Intellectual Freedom 』(1988東大出版)(J.F.Sabouretの仏訳 L'education au Japon CNRS、王智新の中国語訳あり)に続くものです。

東大出版のプレスリリース

Thoughts、Ideologies and Structures of Modern Education Japan and the West

菊判・上製カバー装、408頁、定価(本体価格18、000円+税)

公教育をめぐる制度・概念の比較教育史の視座から、教育を国家の権利から普遍の人権へと転回させた名著『現代教育の思想と構造』(1971年)を英訳。地球憲章など近年の動向も盛り込み、いま世界の教育思想史上の重要リーディングとして発信する書。岡田昭人(東京外国語大学教授)、Robert Aspinall(同志社大学教授)、Peter Cave(マンチェスター大学教授)、坂本明子(ILO)、佐々木亮(聖心女子大学専任講師)、大矢モナ(翻訳家)、葛西耕介(愛知県立大学准教授)ほかの翻訳による。

【主要目次】

Preface

PART I Evolution and Conflict of Thought and Ideology Corresponding to the Change of Socio-economic Structure: Freedom and Equality

Chapter 1 Education in Modern Europe: The idea of public education

Chapter 2 Education in Monopoly Capitalism: Formation of national education

Chapter 3 Compulsory Education and the Right to Education: Changing ideas of parental authority

Chapter 4 Concerning Education and Equality: Critique of the theory of equality of educational opportunity

PART II Education in Modern Japan: Retrospect and Prospect

Chapter 5 Education in Japan: Retrospect and Prospect: With particular focus on education, historical consciousness and the Text-Book problem

Chapter 6 Imperialism and Education in Modern Japan

Chapter 7 Concrete Problems of Education and Law in Postwar Japan: A comparative perspective

Chapter 8 Education and Meritocracy in Japan from the Perspective of the Rights of the Child

Chapter 9 Problems of Unidimensional Meritocracy and Conformism in Japanese Society and Education

Chapter 10 Reform in Japanese Education: A critique of privatization and a proposal for recreating public education

Chapter 11 Democracy, Freedom, and the Right to Education in Japan

PART III Education in the Global Age

Chapter 12 Culture of Peace, Human Rights, and Living Together: The significance and prospects of education in a global age

Chapter 13 Human Rights and Children's Rights in the Global Age: Concerning the Convention on the Rights of the Child

Appendix

I Valeurs et enjeux de l'éducation à l'ère planétaire: Paix, droits de l'homme, kyosei (vivre ensemble)

II

1. Proposal for a Global Charter for Peace Modeled on the Idea of Article 9 of the Japanese Constitution Renouncing War and Armed Force (Article 9 Society for a Global Peace Charter)

2. The right to live in peace for all peoples of the world, Global Charter for Peace (A model from Japan) —Development of the idea of Article 9 of the Japanese Constitution from the perspective of the Age of Globe— (Article 9 Society for a Global Peace Charter)

